

東御市地域美化活動協定書

御牧ふれあいの郷づくり協議会（以下「団体」という。）、東御市長 花岡 利夫（以下「東御市」という。）は、市道切久保御牧原線における「東御市美化活動」の実施について、次のとおり協定を取り交わすこととする。

（活動区間）

第1条 団体が活動する区間は、次のとおりとする。

路線（箇所）名	市道 切久保御牧原線
区 間	東御市下之城 895・5 地先 から 東御市御牧原 4199・1 地先 まで 約 1,535.3m

（役割分担）

第2条 団体及び東御市は次の役割分担に従い、活動区間の美化に努めるものとする。

- （1） 団体は、活動区間の美化清掃作業等を行い、良好な環境の保持に努める。
- （2） 市町村は、団体及び関係機関との連絡調整を行う。
- （3） 団体の活動中の事故又は第三者に与えた損害については、本協定の締結を前提として東御市で加入している保険の対象とする。

（安全対策）

第3条 団体は、自己の責任において活動を行い、事故のないよう安全に十分注意するとともに、道路交通に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。

（新たな植栽等の取り扱い）

第4条 団体は、道路区域内に新たに植栽等を行う場合は、道路管理者と協議するものとする。

- 2 団体は、自らが行った植栽等について、道路管理上その他やむを得ない事情により除去する必要がある場合は、道路管理者の指示に従うものとする。

（活動報告等）

第5条 団体は、年度活動終了後速やかに活動報告書を東御市に提出するものとする。

（異常の連絡）

第6条 団体は、活動中その他のときに活動区間内の道路及び道路施設等の異常を発見した場合は、道路管理者に連絡するものとする。

（協定の解除）

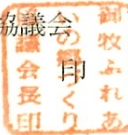
第7条 二者のいずれかが解除の意思を表示した場合には、協定を解除するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた場合は、二者が協議して解決する。

以上、協定の証として本書2通を作成し、二者各々記名押印し、各自1通を保有する。

令和 5 年 6 月 5 日

(団 体)	団体所在地	東御市大日向 337 番地	
	団体名	御牧ふれあいの郷づくり協議会	
	代表者名	会 長 真田 賢一郎	
(東御市)	東御市長	花岡 利夫	